

■ REACH 規則とは

- REACH 規則とは、**R**egistration, **E**valuation, **A**uthorization and Restriction of **C**hemicals の略語であり、2006 年 12 月に欧州で採択された「化学物質の登録・評価・認可及び制限」に関する規則です。
- REACH 規則では、化学物質及び成形品を扱う EU 域内の製造業者のみならず、EU 域外の製造者、EU 域内への輸出入に関わる輸入者についてもこの規制の対象となります。
- 特に、成形品中に SVHC (認可対象候補物質) が含まれる場合には、十分な注意が必要です。

■ SVHC とは

- SVHC とは、**S**ubstances of **V**ery **H**igh **C**oncern の略語であり、「人の健康や環境」に対する懸念が高い化学物質のことです。
- REACH 規則では、SVHC の中から認可対象物質が選定されます。成形品中に、認可対象候補物質が含まれる場合、以下の二点に留意する必要があります。
 - 1) 成形品中の認可対象物質の濃度が 0.1 重量%を超える場合、その供給者は、受領者に対し、少なくとも物質の名称を含む情報を、成形品を安全に使用するために提供しなければなりません。
 - 2) 上記 1) に加え、認可対象候補物質が、その成形品中に 1 年あたり、製造業者または輸入者あたり、1 トンを超える場合には、その成形品に含まれる認可対象候補物質を欧州化学品庁 (ECHA) に届出しなければなりません。
- 認可対象候補物質は 2008 年に 14 物質が公表され、その後も 1 年間に 2 回程度の頻度で追加されており、2017 年 7 月 10 日現在 174 物質となっています。また最終的には、1,500 物質が選定されると言われています。

■ SVHC 測定について

- REACH 規則では、このすべての SVHC について分析しなければならないとは定められておりません。原材料等の調査において、製品中に SVHC が含まれていないと証明できれば良いのですが、証明が困難な場合は、検査機関等による確認が確実です。

■ 届出のために…

- ECHA への届出、また登録につきましては、提携しております「一般社団法人産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センター」をご紹介します。

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センターでは、厳正・公平・守秘をモットーに試験・検査を受託しております。まずはお問い合わせ下さい。

一般財団法人 化学研究評価機構 (JCII)

URL: <http://www.jcii.or.jp>

○ 高分子試験・評価センター 東京事業所
〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17

TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116
E-mail : tokyo@jcii.or.jp

○ 高分子試験・評価センター 大阪事業所
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3
(東大阪市立産業技術支援センター内)

TEL : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891
E-mail : osaka@jcii.or.jp